

国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議（第5回） 議事録

1. 日 時：平成26年8月26日（火）10:29～11:11

2. 場 所：合同庁舎8号館5階共用C会議室

3. 出席者：

（構成員）

井上 由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
<座長>老川 祥一	株式会社読売新聞グループ本社 取締役最高顧問・主筆代理
加藤 陽子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
斎藤 勝利	第一生命保険株式会社代表取締役会長
永野 和男	聖心女子大学メディア学習支援センター長・教授
松岡 資明	株式会社日本経済新聞社文化部記者

（オブザーバー）

尾崎 護	公益財団法人矢崎科学技術振興記念財団理事長
菊池 光興	独立行政法人国立公文書館フェロー

（内閣府）

稲田 朋美	内閣府特命担当大臣
松山 健士	内閣府事務次官
井上 源三	内閣府審議官
幸田 徳之	大臣官房長
笹川 武	大臣官房公文書管理課長

（国立公文書館）

加藤 丈夫	独立行政法人国立公文書館長
齋藤 敦	独立行政法人国立公文書館理事

4. 配布資料

資料1 国立公文書館の機能・施設の在り方に関する中間提言（案）

資料2 「JFKーその生涯と遺産」展について

○老川座長 定刻になったので、ただいまから「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」第5回を開催する。

議事に先立ち、本日も稲田大臣に御出席いただいているので、挨拶をまずお願いします。

○稲田大臣 本日も委員におかれては、参加いただき感謝申し上げます。前回、第4回会議では、中間提言骨子案について、委員から建設的な御意見を多数いただいた。本日の検討会議においては、こうした御意見を踏まえて作成した中間提言案について御議論をしていただきたいと考えている。今後の公文書館の在り方を検討していくに当たり、基本的な論点、方向性を示す中間提言をいただく意味は極めて重いと認識している。委員の皆様方におかれては、本日も自由闊達に御議論いただくことをお願い申し上げます。

(報道関係者退室)

○老川座長 本日は、松山内閣府事務次官、井上内閣府審議官にも出席いただいているので、御紹介させていただく。本日は、議題が2つあり、まず、議題1「中間提言案について」、事務局から説明をお願いします。

○笹川課長 資料1について、7月30日の会議の後にメールなどでいろいろ御意見いただいたものを取りまとめた。夏休み期間にもかかわらず、対応していただき感謝申し上げます。

冒頭、「1. 趣旨・背景」では、中間提言に至った流れを書いている。前半は、そもそもこの会議が置かれた経緯であり、少しここは厚めに書いている。我が国では公文書管理法が3年前にでき、制度面では体系が整っているが、ここ3～4年で東日本大震災や、民間でもディスカバリー等々いろいろ生じ、その説明責任あるいは公文書、記録への意識が国民の間で非常に高まっている。他方、公文書館の現状を見ると、単純な数字の比較がいかがうかは別として、明らかに外国とは差がある。主権者である国民が公文書を民主主義の根幹として主体的に利用できるという状況にあるかということ、必ずしもそうとは言い切れないことから、2番目の○で記載している通り、今年の5月に稲田朋美大臣の下で、この調査研究会議が置かれた。他方、国会でも本年2月に超党派の議員連盟ができ、5月、6月に総理、衆参議長、最高裁に対して申し入れがあった。内容は、資料5、6、後ろの15～18ページのとおりである。内容をかいつまんで、本文の1～2ページにも書いている。端的に言うと、国会周辺の国民が利用しやすい場所に三権全ての文書を集中して保存・展示できるような新しい公文書館、それを国の歴史の象徴にふさわしい施設として建てるべきである。ついては、衆議院は土地を提供し、衆参両院はそこに文書を移管するということを検討する。政府はそれらを前提として、新公文書館建設に向けて予算計上すべしという内容である。

これを受けて、2ページ目の最初の○で、逢沢衆議院議運委員長と稲田大臣が協議を行い、逢沢委員長から、「三権の集まる場を設けて方向性を協議すること。その際、どのような論点、方向性を議論すべきか、政府のこの会議から提案してほしい。」という話があった。この内容は資料8、9のとおりである。この「中間提言」は、直接的には逢沢委員長からの提案に応えるために、我が国の新たな国立公文書館に関する基本的な論点、方向

性をまとめるものである。具体的には、調査検討会議として考える望ましい方向を示して、それについて三権の理解が共有されることを期待していく、そのような形でまとめている。次の「2. 新たな国立公文書館に関する基本的な論点と方向性」についてであるが、まず、本会議では、5月以降いろいろな議題について議論していただいている。最初の○に書いてあるうち、繰り返しだが、中間提言では、議連の要請を受けて、これから申し上げる3点について提言を行うこととしたい。もちろん、その3点以外にも、3ページ目、デジタルアーカイブの推進や、人材育成あるいは人材の充実、積極的な文書の収集、公文書の修復の促進といったことが非常に大事であるという御議論をいただき、これらの点については、引き続きこの調査検討会議でも検討し、政府においても早急に充実強化に取り組むべきであるという御意見をいただいている。私どもとしても、来年度の予算要求あるいは定員要求に向け、これらの点にしっかり取り組んでいきたいと考えている。

まず1番目、「憲法など国の重要歴史公文書を展示・学習する機能」については、3ページの下から2番目の○で、まず国立公文書館は、公文書の散逸防止、そして、それを保存・利用する機能を担っているが、その在り方については意思決定の「透明性の確保」の観点と、もう一つ、「国民共有の歴史的・文化的な資産」を将来に伝えていくという2つの観点がある。前者の「透明性の確保」という点では、いつでもどこでも誰でも自由に無料でアクセスできるというデジタルアーカイブを推進していくことが必要であり、現在、私どもが取り組んでいるが、デジタル化が行われている文書というのはまだ1割ぐらいであることから、この充実に取り組むことは必要である。

いずれにしても、この点についてはある程度行っているが、もう一つの「国民共有の歴史的・文化的な資産」という観点の取組については、残念ながら、我が国ではそれほど今まで重点的に取り組んできたわけではなかった。

4ページの真ん中あたり、実際、公文書館の本館では、残念ながら本格的な展示機能を有しているわけではない。最近、改装もしているが、まだまだ憲法等々の重要な文書というのは基本的には貴重書庫にあり、デジタルアーカイブは別だが、直接目に触れるようにはなっていない。

これに対して諸外国では、憲法、独立宣言などを展示する機能も重視されており、人々がそこに集まり、それらの原本に触れることで、国の形、国家の記憶を将来につないでいく「場」という役割が非常に重視されているということであった。加えて言えば、外国の公文書館などへ行くと、日常的に学生、生徒、子供たちをはじめとして国民が公文書館に来て原本に触れて国の歴史を学ぶ、そのような学習機能を果たしているが、我が国ではなかなかそうはいっていない。外国と比べるとやはり来館者はかなり少ない。

以上の点を見ると、まず最初に提言すべきことは、我が国の国立公文書館は、憲法など国の重要歴史公文書を展示、学習するという新しい機能を備えるべきではないかということである。

2点目が5ページから、「立法・行政・司法の三権の重要歴史公文書の保存・利用」で

ある。行政機関の公文書については、公文書管理法ができたので、保存期間満了後には公文書館に移管することが義務づけられている。他方、立法府、司法府については、移管は義務ではなく、衆参両院議長または最高裁判所長官と内閣総理大臣が協議し、それに基づき移管することができることになっている。これは平成11年、議員立法で国立公文書館法ができたときから引き継いだ仕組みである。この規定に基づき、最高裁判所との間では、現に民事判決原本などについて申し合わせがあり、順次、国立公文書館に移管、公開されるという運びになっており、実際に移管されてきている。

6 ページ目、これは報道されているとおり、検察庁が保存・保管している刑事訴訟記録についても、まさに稲田大臣にも御尽力いただいたところ、昨日、内閣総理大臣と法務大臣の間で申し合わせが行われ、軍法会議に係る刑事訴訟記録についても、保管期間が経過したのから順次公文書館に移管し、公開していく。司法府との関係では一応全て流れができたことになる。

他方、立法府の文書については、残念ながらそのような実績がないのが現状であるが、諸外国の現状を見ると、何らかの形で、いわゆる公文書館に移されて利用に供されている。アメリカのように、行政と国会の文書を一緒にまとめている国もあれば、イギリス、ドイツあるいはフランス、イタリアのように別途議会の文書を管理している国もあるが、いずれにしても、我が国では衆参の議院事務局がそれぞれの文書を保管する形になっている。先日申し上げたとおり、情報公開法がそのまま適用されるわけではないこともあり、必ずしも国民による閲覧が全面的に可能になっているということではない。

翻って考えてみると、公文書管理法の元の規定、国立公文書館法をつくったときの国会審議などを見ると、内閣総理大臣と衆参両院議長などの取り決めに当たっては、国全体の歴史資料として重要な公文書等の管理の統一を図るという観点から、その重要な公文書としてどのようなものを保存すべきかといった基本的な事項について検討して取り決めに結んでいくというような議論がなされている。具体的には次のページに書いているが、このような趣旨を踏まえると、やはり移管可能な文書については、積極的に国立公文書館に移管していただくことが望ましいのではないかと。

7 ページ、海老原参議院議員の発言箇所は、今申し上げたようなことをもう少し詳しく記載している。国民から見ても、この会議でも議論があったが、国の成り立ちあるいは国の形等々を考えると、やはり行政だけというのではなく、三権の公文書を一体的に見るという意義が大きいのではないかとと思われる。移管文書として考えられる具体的な例としては、戦前の帝国議会の文書や、あるいは国民の権利に直接かかわっているような請願などを移管させることができないかという御意見もいただいた。三権の公文書を一体的に管理するというのであれば、今、独立行政法人という形であるが、これを国に戻して、国が自ら積極的に取り組むことも検討したらいいのではないかと御意見もいただいている。

さらに、もう少し具体的な話であるが、所有権を移転する移管が難しいのであれば、例

えば所有権は移管しないで物だけ公文書館でお預かりする寄託や、さらには共同展示のような展示利用の面だけについて一緒に実施していく方法を考えるとといったことも考えられないか。その際には、利用・展示の共通ルールを考えていくことが重要ではないか、そのような御意見もいただいている。

これに関連して、行政府内でも、外交史料館など法令に基づいて別途国立公文書館とともに公文書館として定められている組織がある。これらについてもまとめて管理する、あるいは一緒に展示を考えていくといった取組が必要ではないかという御指摘をいただいている。ちなみに、外交史料館、宮内公文書館、どちらもそれぞれの役所の文書を保存しているが、なお書きとして書いてあるとおり、皇室の私的な文書についてはあくまでも皇室の文書であり、公文書管理法で規定する公文書ではないので、これは宮内公文書館に移管されるということにはなっていない。以上のようなことを考えると、我が国の国立公文書館は、立法、行政、司法、三権の重要な文書の保存・利用が可能な機能を備えるべきではないかと考えられる。

3点目、「国会周辺に立地する国の歴史の象徴にふさわしい施設」について、最初の論点であったとおり、国立公文書館は、展示・学習という新しい機能も備えるべきである。そして、若い人たちが集まって実際に原本に触れ、国家の記憶を将来につないでいく「場」としての役割を果たすことが必要である。それから、2番目の論点にあったとおり、三権全ての文書を集めてくる必要がある。その際、国会あるいは裁判所からそういった文書をお預かりするのであれば、優れた保存・利用のための施設を整備するということが文書を集中させるインセンティブにもつながるのではないかという御指摘もいただいている。

以上、機能面であるが、もう一つ、諸外国と比べてみると、諸外国の施設、稲田大臣にも色々何か所も行っていただいたが、やはり国の重要な文書あるいは国の記憶そのものを保存するにふさわしい、そして、それを世界に発信していくのにふさわしいナショナルモニュメント的な態様になっているものが多い。

翻って考えてみると、国会近くにある衆議院憲政記念館、こちらは若い方々を含め多くの方々が参観している。そのかなりの部分は国会見学に来た人と聞いているので、公文書館についても国会の近くにあるのであれば、そのような方々をはじめとした若い世代の国民にも来ていただきやすいのではないか。また、そのような立地であれば、外国人の方々も来やすく、日本の姿を理解してもらうことに資するのではないかと考えられる。以上を踏まえると、新たな国立公文書館は国家の中核エリアである国会周辺に立地し、憲法の前典等をはじめとする「国民共有の歴史的・文化的資産」の重要性が建物の態様を通じて国民に伝わるような施設であるべきだと考えられる。そして、その前提として、国会近辺の土地ということになると一定の広さが必要。そうであれば、衆議院の所管となっているようであり、その場合、議員連盟が要請されているとおり土地の提供について衆議院に御判断いただく、その御判断の内容が重要になってくるかと思う。以上のようなことも含め、いずれにしても、新たな国立公文書館の必要性、在り方について三権で理解を共有してい

ただきたいということを期待する。以上が中間提言の骨子の概要である。

最後、今後の話であるが、10ページ、3ポツにあるとおり、調査検討会議としては、引き続き外国の実情や国民のニーズなども調べていきたい。国立公文書館の機能・施設の在り方等について多くの方々の意見を聞いていく。そのためにいろいろ取り組んでいくことも必要ではないかということである。そして、三権の議論の進展状況も踏まえながら、いろいろ幅広い論点について年度内を目的に報告書を取りまとめていきたい。

○老川座長 短い期間の間にいろいろ事務局で取りまとめいただき、感謝申し上げる。また、各委員もそれぞれ休暇中いろいろ予定があった中で御協力いただき、感謝申し上げる。案が一応できたわけであるが、その文書について、どの点でも結構なので、御意見がある方は遠慮なく申し上げていただきたい。「てにをは」的なことだが、3ページの下から2つ目の○、いわゆる散逸防止、保存・利用の部分で、その下の「この機能の在り方については、意思決定過程の「透明性の確保」という観点」と記載があり、そのとおりであるが、普通の人は意思決定過程と言ってもわからない。「国の」、「国家の」でもいいが、柔らかく言えば「国の意思決定過程」である。何の意思決定過程かわからないといけないので、「国の」という言葉を補ったほうがより意味がはっきりするのではないかと今改めて感じた。他にどなたでも結構であるが、御意見いかがか。

○斎藤委員 大変短い期間にまとめていただいたことを感謝申し上げたい。これまで、毎回出席させていただいているが、それぞれの委員の方々の発言内容について過不足なく反映させていただいたと思う。また、最後に私の方から書面で提出させていただいた幾つかのコメントについても十分に反映をさせていただいたと考えており、中間提言として納得できる内容であると思う。

○老川座長 文章上、気になるというか、私はものを書く仕事なので、「てにをは」だけではなく微妙に意味をぼかしたところがある。9ページ目の下から2つ目の○、「したがって、議員連盟が要請を行っているとおりに、土地の提供に関する衆議院の判断が重要である。」とあるが、これは文章的にはこなれていない。要請を行っているとおりにというのは、何を要請しているのかが問題であるが、衆議院の判断が重要であるということを議員連盟が要請しているわけでもなく、別のことを要請しているはずだが、敢えてこのように書いたのは、きつと言わんとすることを余りぎらつかせない意味だと思う。したがって、文章上おかしくてもこれでやむを得ないと考えるのか、もう少しスマートな表現が考えられるのではないかという点は気にはなる。何かその経緯について、差し支えなければ説明願いたい。

○幸田官房長 やはり国権の最高機関たる立法府に対してどのようなスタンスでものを政府から言うのがいいかということについて、我々の中でもあるいは各委員の中でも色々な意見があり、全体的に表現がこなれていないところが、今の説明の中でも各委員の方々に気づかれたところはあると思う。最後は座長とも相談をさせていただきながら、もう少し表現ぶりについては全般的に主語と述語が一致していないところ等々他にもあると思わ

れるので、事務的に整理をさせていただければと思う。

○老川座長　ここで思いつきであるが、「したがって」ではなく想定されている土地が衆議院の所管となっていることを踏まえて、「立地については議員連盟が要請を行っているところであり、土地の提供に関する衆議院の判断が重要である」というようにすれば、行政府から立法府に対してもものを言う場合のこととしてもそれほど違和感はないと感じる。後で他に各委員の意見も伺いながら、今、官房長が仰ったようなことについて進めたいと思う。

○加藤委員　8月のこの時期というのは、臨時国会の前であり、予算編成のことも考えると、非常に良い時期に間に合ったと思う。調査検討会議において、早期にきちんとした公文書館を新しくつくるという総意がまとめられた文書として出されたことが大変意義があると思う。

ただ、この中間報告が調査検討会議で議論された部分のうち一部の議論、つまり、土地を確保して新しい公文書館をまずはつくるという、調査検討会議の総意の部分の部分を反映したものであることは、誤解のないように外部に向かって説明する必要がある。調査検討会議においては、2～3ページに書いてあるように、他にも重要な論点が出されており、調査検討会議の議論が、土地を確保して公文書館を建設する、との一点に収斂していたわけではないことを間違いなく伝えてゆくことがまずは大事だと思う。また、新たな公文書館ができるに当たっては、やはり公文書管理法の第1条にあるような、行政が適正かつ効率的に運営されるべきであるという、この点が落ちないように再度留意すべきだと思う。つまり、立法や司法の文書も含めて国の記録を保存する国立公文書館という存在ができた際、立法府の適正かつ効率的な運用という言い方は、行政のほうからはなかなか書きにくいけれども、立法府においても、適切かつ効率的な運用が求められる時代になったと思う。立法府においてこのような蓄積がなされているのだ、ということを経験がしっかりと目にできるような、そのようなライフサイクルが確立するとよい。それがうまくいけば、国として三権一体としての記録がうまく残せるようになるのではないか。このような全体としてのメッセージが、メディアを通じてしっかりと伝わって欲しい。

○菊池オブザーバー　本当に短期間でよくまとめてもらえたと思い、事務局の努力に敬意を表す。今、各委員から、あるいは座長から話があったように、まだまだこなれていない部分もあるかもしれないので、その辺のところはできるだけ早い時点において直せるものは直していくということをお願いしたい。また、文書そのものではないが、関連で6ページ、昨日公表されたという刑事訴訟記録の法務省からの移管についての協議が整ったということにつき、大臣に感謝申し上げます。特に、この軍法会議の関係については、この記録が移管されることについて各方面から大変関心を集めてくるのではないかと私の経験からしても思う。ただ、ここで1つお願いしたいのは、保管期間が最長100年となっており、通常の刑事訴訟記録であれば100年ということは死刑などを含む場合はあり得るが、軍法会議については、あるいは極東軍事裁判などについても、もう既にA級裁判あるいは最近も

出ていたが、アンダマン海におけるB、C級戦犯の記録が公開されることになり、あの中で死刑が入っているから、まだ80年しか経っていないから、2.26事件あるいは戦後からまだそれほど時間が経っていないから、70年しか経っていないから、100年経つまで死刑関係のものは公開できないという、今の段階よりも手戻りしてしまう可能性がある。この軍事裁判についての記録は、通常の刑事裁判の確定記録の公開とは切り離し、できるだけ早くに公開ができるよう法務省関係方面との折衝をぜひお願いしたいと思う。

○尾崎オブザーバー 同じ箇所の話だが、私は欠席が多く既に説明があったことかもしれないが、ここに書いてあることとしては、要するに刑事訴訟記録で軍法会議と関係ないものはどうなるのかということ、この文書を読んでもわからないため、その点を説明いただきたい。

○幸田官房長 今回、具体的に移管することが合意できたのは、刑事訴訟記録の中で軍法会議に係る部分だけである。検察庁の現時点での考えとしては、さまざまな戦前の刑事訴訟の記録の中でも軍法会議はかなり異質なものであり、切り出しやすいこともあって、まずはここから御決断をいただいた。今後、その他の刑事訴訟記録の取扱いについては、引き続き協議をしていくことになると思う。先ほど菊池オブザーバーからお話のあった提案、若干法律の解釈に関わる部分もあるので、法務省と議論させていただきたい。

○尾崎オブザーバー 趣旨・背景、最初の○の5行目の一番最後のところで、「憲法を始めとする国の活動や歴史的事実の記録」とあるが、「憲法を始めとする」というのはどこまで掛かるかわからないが、「憲法を始めとする国の活動」と考えると、憲法が活動というのは何か妙である。恐らく「憲法を始め」とするのは要らないだろうと思う。国の活動や歴史的事実の記録である公文書ということではいいのではないかと思うが、割合に憲法を始めとするというのがあちらこちらに出てくる。そういう点、整理を要すると思う。また、その前の「意識が高まっていることに鑑みると」というのは、これは「鑑み、」である。これは公文書であるから、その点は揃えておいた方が良くはないかと思う。その他、いろいろ細かい点があるが、それは事務局のほうに連絡をさせていただく。

○老川座長 「始めとする」と書くから読み方が違ってしまうので、「憲法を始め」だけにすればどうか。憲法というのはみんな一番関心があるところ、触れたいところなのであろう。「とする」と言うと、次の「国の活動」につながっていくように思われる。「憲法はもとより」といったような意味合いかと思う。

○尾崎オブザーバー 「憲法を始め」というのが公文書に掛かっているということか。

○老川座長 然り。行政行為ではなく、まず憲法があると、それ以外にもいろいろなものがあるという意味合いで書かれているのではないかと思う。細かいことを言うと、国語的には、この「始め」というのは「始」ではなく「初」である。

○井上委員 私も、この中間提言の内容は非常によくまとめていただいて、事務局の御努力に感謝申し上げる。1点申し上げたいのは、8ページの最後のポツのところから9ページにかけてであるが、日本の若い世代に向けて学習機能を展示して学習させるということ

だけではなく、外国に向けても発信していくことを書いているというのは、ある意味、非常に重要なことなのだと思う。

9ページの最初のポツのところにも、後ろの方に外国人の訪問も期待できるということがある。そうすると、外国人に対して日本の国の在り方や形をどのような形で、どのような表現や方法で、あるいは言葉の表現も含めて示していくかということは、非常に重要になってくるかと思うので、ハード面ではなくソフト面の話であるが、今度はそちらの方もきっちり考えていく必要があるかと思う。

○老川座長 確かに展示する場合、英語表記や解説、そのようなものは当然必要になってくるであろう。他に御意見がないようであれば、細かい点の修文、なお余地があるかと思うが、そのような点も含め、座長に御一任をいただき、事務局と相談の上、整理をさせていただきたいと思うが、それでよろしいか。

(「異議なし」と声あり)

○老川座長 それでは、そのような扱いとさせていただく。続いて、議案第2の「その他」について、国立公文書館から報告いただく。

○加藤館長 今日のメインテーマとは関係ないことであるが、現在、国立公文書館で計画している展示会について、資料2で説明をさせていただく。御承知のように、国立公文書館は春と秋に特別展を開催しており、その間に規模の小さな企画展を開催しているが、大体展示物は当館が所蔵している歴史的資料が中心である。今回は少し方向を変えた新しい試みとして、国立公文書館とアメリカのボストンにあるジョン・F・ケネディ大統領図書館・博物館が共同で、「JFK—その生涯と遺産」に関する展示を公文書館で開催することでほぼ固まった。期間は来年の3月6日から5月10日まで、来年の春の特別展として開催をする。場所は、国立公文書館の1階の展示室で行うが、展示内容としては、6番にあるように、ケネディ大統領図書館・博物館が所蔵する原資料、複製、動画、写真、遺品等を中心として、それから、日本国内にあるケネディ大統領に関する資料も併せて展示をしたいと思っており、大体150点くらいになるかと思う。ケネディ大統領の生涯と遺産をたどるとともに、大統領の有名な就任演説や、その他の演説映像を視聴するコーナーなどを設け、映像と音声を含めた展示にしたいと思っている。先ほどもお話があったように、アメリカのケネディ大統領の原資料の数点を借りて展示するが、アメリカの貴重品の展示基準は大変厳しいものになっており、我々としては、そのような基準をクリアした展示をすることもこれからの公文書の展示についての1つの勉強かと思っており、それを満たすような工夫をしながら、できるだけ魅力のある展示会、新しい試みであるが、行いたいということで計画している。

○老川座長 一般の発表はいつごろを予定しているのか。

○加藤館長 今日が初めて皆さんにお話しする機会であるが、展示物の内容が少し具体的に固まれば、そのこともお示しして一般に発表したいと思う。

○老川座長 時間はまだ多少あるけれども、ほかに御意見がなければ議論はこの辺までと

したいと思う。大臣には毎回御出席いただき、大変感謝申し上げます。来週にはまたお立場も変わる可能性もあるのではないかと思うが、どのようなお立場でもいろいろ今後この件について御協力をいただければありがたいと思うが、いずれにしても、毎回御出席をいただき感謝申し上げます。

○稲田大臣 毎回熱心に御議論をいただき、感謝申し上げます。公文書の重要性は益々これからの日本において高まると考えている。諸外国の公文書館を色々視察させていただき、展示や教育、学習の機能は青少年に教育的な効果を与える役割として重要であることを本当に実感してきた。生きた歴史をぜひ青少年の皆さんにも味わっていただきたいと思うし、諸外国に対しても発信をしていくという意味からも非常に大きな役割があるのではないかと思う。

いかなる立場にあらうとも、私も議員連盟の一員であるので、しっかりと一緒になって頑張っていき、バックアップやフォローアップ、注視をしていきたい。こうして8月の終わりに向けて中間提言をきちんとまとめ上げ、議論いただいた委員の皆様方、また事務方にも感謝を申し上げたいと思う。

○老川座長 それでは、今後、次回の日程等について、事務局のほうから説明いただく。

○笹川課長 次回の日程等については、また追って連絡させていただく。座長からも話があったが、表現ぶり等何か気づきの点があれば、ぜひお寄せいただければと思う。議事録はいつものとおりホームページに掲載するので、追って確認をよろしく願いしたい。

○老川座長 中間提言はいつどういう形ですか。それによって委員から補足の意見などをいただくにしても余り時間的な余裕がないのではないかと思うので、説明願いたい。

○幸田官房長 中間提言については、本日出た意見あるいは委員からいただいた意見も踏まえ、今週中にはぜひ固めて衆議院、参議院の議院運営委員会にもお届けをするという段取りを考えている。恐縮だが、具体的にこのようにするという意見がもしあれば早急にいただければと考える。よろしく願いしたい。

○老川座長 意見のある方はなるべく早めにお願いしたい。それでは、本日の会議はこれまでとする。